

不正選挙論と反証主義

——いかがわしい論説とどう向き合うべきか——

小河原 誠

目次

- § 0 はじめに
- § 1 不正選挙論（開票業務不正論）
- § 2 標準的議論
- § 3 不正論のしぶとさ
- § 4 不正論の論理的構造
- § 5 公正論と反証
- § 6 公正論と不正論、どちらを選ぶべきなのか
- § 7 理論選択：反証可能性の多寡をもちいることとその限界

§ 0 はじめに

通説とは著しく異なる情報とか理論が語られているときがある。たとえば、現状では地震は予知できないというのが通説であろう。ところが、地震雲を見たとか、深海生物が打ち上げられたといった「地震の前兆」なるものを語る人がいる。かれらは大地震の到来を心配している。私はこうした人たちの善意を信じたいし、デマを流そうとしているわけではないだろうとも信じたいと思っているが、そこでの情報とか理論なるものは、偽ではないかと思うし、いわゆる「人心を動揺」させるものではないかとも思う。「人心の動揺」は時として、過去の災害史が語っているように、無用の混乱とか人命の損失をもたらしかねない。だとしたら、そうしたものと戦うこともわれわれの課題となるだろう。

通説の立場からすると、通説に反する情報とか理論は取り上げるにも値しない「いかがわしい論説」であり、排除すべきものである。というのも、みずからの主張に反する情報とか論説とか言明を排除しなければ、自らのうちに矛盾を抱え込んでしまい、理論としては破綻をきたしてしまうからである。

ところが、本稿で詳しく論じるつもりであるが論理的観点からすると、簡単には排除しえないような論説がある。そうしたものは噂話のようなものとし流布していることが多い。こうしたものが扱いに困る——あるいは、少なくともそう見える——のは、それらのうちには時として真であるような言説もあるからである。そしてかれらは真なる言明を科学か

ら排除するのはけしからんと言うわけである。地震の例で言えば、いつも前兆であるとは言えないにせよ、事後的にはただしかったと言わざるをえない言明もある。しかしながら、地震を予知できないとする通説からすれば、そうした言明をすべての場合に妥当する予知言明として承認することはできないはずであり、排除されるべきだということになるにもかかわらず、それらはともかくも真だとして信じこまれている。こうした「いかがわしい論説」は、通説に対する不信のもとで、しぶとく生き延びている。

科学的知識が「確実な知識」ではなく可謬的な知識であることは、こんにち多くの人に理解されている。通説とされているものもまた誤りうる。じっさい、通説とされているものでも、ちょっと前歴をたどれば誤りを犯していたことが簡単に暴露されてしまう。たとえば、コペルニクスはこんにち信じられているような地動説を語ったと信じている人もいるだろう。しかしながら、かれの語った説は地動説の先祖であるわけだが、この説では、諸惑星は同心円的な軌道を描く。ところが、ケプラーの第一法則は、惑星は楕円軌道を描くと述べているのであり、こんにちでは言うまでもなくこちらが信じられているわけである。科学は、失敗から学んできたことを思えば、これは当然の話である。しかし、「いかがわしい論説」はまさにここに食い込んでくる。つまり、通説なるものが完璧に真であるとは言えないのであるから、「いかがわしい論説」が認められる余地があるのは当然だというわけである。

かつて、ポパーは経験科学とそうでないもの——本稿で言うところの「いかがわしい論説」——との境界設定規準として反証可能性の有無を規準（のひとつ）として提案した。ポパー自身はこの規準をシャープな規準とは考えていなかったし、また多くの人もそう考えた。とはいえ、この規準がおおまかなところでは線引きの役割を果たすと認められてきた。私自身も認める側に立っており、この伝統的議論を引き継いでいきたいと考えている。本稿は、こうした立場から「いかがわしい論説」をどう処理すべきかという問いに向き合おうとしているわけである。ただし、ポパーの規準は、いままで個々の論説よりも、もっと大型の体系性を備えているように見える論説、たとえば、占星術の科学性いかんといった問題に適用されてきたと思う。私に取り上げたいと思うのは、もう少し小さな個別的主張である。しかも、政治的緊急性のある個別的な「いかがわしい論説」を取り上げたいと思うのである。

そのようなものとして私は、開票業務に不正ありと主張している、いわゆる不正選挙論を取り上げ、いわばケーススタディを試みたいと思う。開票業務は公正である——これが通説であろう——と信じている多くの人びとからすれば、不正選挙論はあきらかに「いかがわしい論説」に属する。われわれはそれをどのように扱うことができるか、また扱うべきであろうか。

§ 1 不正選挙論（開票業務不正論）

今回（2016 年 4 月 24 日投票）の北海道 5 区補欠選挙の開票業務には不正があったのであり、実際には池田マキ氏の得票が和田義明氏を上回り勝利していたという言説（あるいは、これに類似の言説）がフェイスブックやブログ上に流れている。たとえば、その一例として

「ムサシ」は期日前票を自在に操れる、差し替えることもできる。不正はやりたい放題。

<http://blogs.yahoo.co.jp/everytimewinhappy/14905320.html>

を挙げることができよう。

こうした言説は、ふつう、「不正選挙論」と呼ばれているようである。私は、「開票業務不正論」と呼んだ方が正確だと思うのだが、言葉には流通力とでも言うべきものがあるので、この言葉をタイトルに選んだ次第。だが、以下ではできるだけこの言葉を避け、「開票業務不正論」、あるいはたんに「不正論」の方を用いたいと思う。

さて、こうした開票業務不正論に対してはすでに反論が出ている。たとえば、

「陰謀派が主張する、2012 年衆院選「不正選挙」説を検証する」

(<http://blogs.itmedia.co.jp/sakamoto/2013/01/myth-election-93cc.html>)。

を挙げることができよう。これは 2012 年衆院選を対象にした議論であるが、内容はそっくりそのまま今回の北海道 5 区補欠選挙にも当てはまる。要するに、この論は開票業務は不正論が語るほど簡単に操作できるものではないということ、そして不正論は、そのことを知ってか知らずか、思い込みの論を立てているに過ぎないと指摘している。こうした論は、「開票業務公正論」、略して「公正論」と呼んでおくことができよう。

私自身は公正論を採用している。以下では、なぜ私が公正論を採用しているのかを説明するつもりであるが、とりあえず、指摘しなければならないことは、公正論の議論が正しいと主張したところで、不正論が即座に退散するわけではないということである。なぜなら、不正論が発生してくるにはそれなりの土壌があるからであり、またそれが養分をえて枯れずに生き残っているのにもそれなりの理由があると思うからである。以下ではこうした観点から議論を進めていってみたい。

§ 2 標準的議論

まず不正論にかんして奇異に思うのは、これを語る人たちは自分たちが選挙に勝った時にはこれを語らず、負けた時にこの論を振りかざすということである。勝った時でも、負けた側から開票業務に不正があったと非難されうらと思うのだが、それに対してどう対応するのかについては何も語られていないのである。

これに対して、公正論に立つ人たちは、勝っても負けても一貫して自らの立場を維持している。かれらは、勝敗によって開票業務の公正さに疑問を呈する必要はないのだから、これは当然のことであろう。

公正論の立場からみると、不正論を語っている人たちは、負け惜しみ、あるいは負けたことへの言い逃れを語っているようにしか見えないであろう。選挙に負けた悔しさ、あるいは、敗北を率直に受け入れられないという強い感情が不正論を育てる土壌になっている。

不正論者は、ときとして、不正は時の政権側を何としても勝利させようとする一部の者——ムサシという開票業務請負会社の名前が挙げられることもある——の陰謀の結果であると主張することがある。対して公正論者はこうした主張をいわゆる陰謀論として一笑にふすわけである。

陰謀論については私は別のところ

(<http://kogawara.sakura.ne.jp/AntiLDPCleanP/AgainstDemagogie/demagogieGeneral.html>)

で論じたことがあるので、ここでは立ち入らない。陰謀論は、反証逃れの一種とみなすことができるだろう。自分たちの選挙運動や戦術が成功しなかったことの説明として、陰謀家による陰謀をもちだして自分たちの失敗を言い繕うわけであるから、敗北の原因についての真剣な究明は疎かにされてしまう。あるいは、陰謀論を語ることにエネルギーが費やされてしまって、敗北（失敗）から教訓をくみ取ることが阻害されてしまう。陰謀論は、ひょっとしたら公正論の立場に立つ政治運動を掘り崩す政治的陰謀でもあるのだろうか。

さて、ここまで述べてきたことは公正論が不正論を棄却する標準的な議論ということになろう。では、不正論に立つひとびとは、この標準的議論を受け入れて、自分たちの不正論を撤回するであろうか。私にはそうは思えない。そこには面子の問題もあるだろう。とくに政治の世界では、面子とか立場の一貫性といったことが、理論の真偽よりも重要視されることがしばしばあるから、これは十分に理解できることである。しかしながら、私はそのほかに「論理的」理由もあるとみている。もちろん、かれらがその論理的理由を十分

に意識しそれを議論の世界で展開しているとは思えない。だが、かれらはそこから無意識のうちに養分を吸収しているようには見えるのだ。たほうで、公正論に立つ人びともこうした点にはほとんど目を向けず、追及の狼煙は上げていないように思われる。以下ではまずこうした状況の背景を考えることから議論を開始したいと思う。

§ 3 不正論のしぶとさ

さて、不正論者は今回の北海道 5 区補欠選挙の開票業務には不正があったと主張している。さらに、そこから当然のことながら、開票業務には少なくとも不正なものがあるとも主張している。

これら二つの主張のうち、私は、前者の主張は真ではないと思いつつも、ひょっとしたら不正が立証されるかもしれないとは考える。あるいは、こうした可能性は全面的に否定しうるわけではないとも思う。私は、そして読者のほとんどもそうであろうと思うのだが、こうした主張の真偽を断定しうる立場にはいない。私はこうした立場で本稿を書いている。

私は、後者の主張、つまり、選挙には不正なものがあるという主張については、これは正しいと考える。じっさい、2013 年 7 月にあった参院選比例区の開票作業にかんし高松市選管の元事務局長が元市幹部二人と共謀し、集計を不正に操作したとして、懲役 2 年執行猶予 5 年（求刑懲役 2 年）の有罪判決を受けている。（「高松市選管の元事務局長に猶予付き判決 票不正操作事件」

<http://www.asahi.com/articles/ASH7944F6H79PLXB008.html>）

こうした状況を考慮に入れると、不正論を頭ごなし否定することはできない。こうした状況は、第一に不正論は必ずしも偽ではないと、第二に公正論は必ずしも真ではないと証拠だてている、あるいは少なくともそう見えるということだ。不正論はこうした状況から養分を吸い上げて枯れ死にしないで済んでいるのではないだろうか。したがって、こうした状況についてはより深く分析する必要があるだろう。

§ 4 不正論の論理的構造

不正論は、特定の開票業務にかんして、期日前投票が操作されたとか、投票箱が不正に扱われたといった具体的主張をしている。こうした個別的主張は原理的に真偽を確定しうる。その結果として不正論そのものの真偽も定まるであろう。

しかしながら、不正論は、その真偽が確定される——あるいは、永久に確定されないか

もしれないのだが——までのあいだにあっても、主張されつづけ、開票業務の公正さにかんして疑いを投げつづける。不正論者は、社会に警告を発する木鐸を鳴らしつづけているのだというプライドがあるのかもしれない。それはそれで結構なことだが、かれらが警告を発しつづけることには、あまり指摘されてはいないのだが、論理的理由もある。

不正論者は、開票業務には不正があるという信念をもっている。もちろん、ただの信念だけでは議論にならないから、それは「かくかくの開票業務にはかくかくの不正がある」という個別的主張に転化されなければならない。そして、この個別的主張が真であることが明らかになれば、不正論者の信念は「俺たちはやっぱり正しいのだ」という形で強化されるであろうし、たほうで偽であると明らかになったところで、かれらは、いや別の開票業務には不正があるのだと主張して、自分の信念を守り通すのである。

突き詰めたところ、不正論の核心にあるのは「開票業務には不正なものがある」という主張である。こうした主張、あるいは、言明は論理的には「存在言明」と呼ばれている。それは、ひらたく言うと「 $\bigcirc \times \triangle$ なるものが存在する」と語っているだけの言明であって、どこにいつ存在するのかということについては何も語っていない言明である。（どこにいつ存在するのかを語る言明は、後論で解説する「基礎言明」である）。

これに対して、「すべての $\bigcirc \times \triangle$ は～～である」と語る言明は普遍言明（あるいは全称言明）と呼ばれる。したがって公正論は、開票業務のすべては公正であるという普遍言明を語っているわけである。

本稿では、厳密な意味での、あるいは、「純粋な」と形容できるような存在言明とか普遍言明ではなく、厳密でない、あるいは、純粋でないものを扱うことになる。こうした形容詞の意味については追いつ追いつ説明していくつもりである。

さて、存在言明は、存在すると語っているものが一例でも「実証」されるならば真とされる。つまり、 $\bigcirc \times \triangle$ なるものが一例でも確認されるならば、この存在言明は真というわけである。じっさい、すでに言及した高松選管の例が示しているように、不正な開票業務の存在が裁判所によって認定されているわけであるから、不正選挙論は真なのである。と同時に、公正論はこの判決によって反証され、真ではないことが示されたわけであるから、公正論が現時点においても維持されているとしたら、何らかの意味において修正されていなければならないことになる。（この点については後論で触れるつもりである。）

つぎに、存在言明の「実証」についてではなく、反証について考えてみよう。それは、存在言明はどうしたら偽であると言えるかという問題である。存在言明はどこかには $\bigcirc \times$

△なるものが存在すると語っているのだから、あらゆる時空領域を調査してどこにもそのようなものは存在しないと言わなければ、反証はできない。もし、調査領域が無限の広がりをもつならば、それだけで反証は不可能ということになる。そして、存在言明は一般に宇宙のどこかにはあるものが存在すると語っている言明——これは「純粋」存在言明とも呼ばれる——として解釈されるから、宇宙の無限性のゆえに反証不可能とされるのである。

ところで、いまわれわれが問題にしているのは選挙である。しかも、日本国でなされた、あるいはこれからなされる選挙であるから、数は有限であると言わねばならない。選挙という制度が永遠に存在するかどうかはわからないので、かりに不正論が語っている選挙は10年先の選挙までであると仮定してみよう。(もし、これで不満ならば、10年たってからまた延長すればいいだけの話である)。このように仮定すれば、選挙および開票業務の数が有限であることがはっきりするであろう。

さて、こうした数的に有限な事象にかかわる存在言明は「純粋でない存在言明」と呼んでおくことができよう。こうした存在言明の反証は論理的には一応は可能である。つまり、原理的に全数調査ができるわけであるから、もし調査した「すべての」開票業務に不正が存在しなかったならば、「開票業務には不正なものがある」という不正論の核心的主張は偽であり、反証されたことになるだろう。

たほうで、公正論は数的に有限な事象（開票業務）すべてにかかわっている。その意味で厳密な、あるいは、純粋な普遍言明ではないので、純粋でない普遍言明と呼んでおくことにしよう。こうした言明は、「純粋」普遍言明がそうであるように、一例でも反例が確認されるならば反証される。したがって、事例のすべてが原理的に反証例となりうるのである。

さて、不正論は、数的に有限な事象にかかわる純粋でない存在言明を理論的核心としているから、その反証可能性は全数調査という可能性一つしかないのに対し、公正論では個々の開票業務すべてが公正論を反証する可能性をもっている。よって、対象領域が空でないかぎり、公正論の方が反証可能性をより多くもっていると言えるだろう。

さて、私はここからが本格的な議論になると信じるのであるが、「純粋でない存在言明」——本稿ではとくに不正論——には、上記の議論にもかかわらずほんとうに科学的言明と言えるのだろうかという疑問を提起してみたい。

「純粋でない存在言明」の反証可能性はいま述べたように、全数調査のみである。これが終わるまでのあいだは反証可能性は存在しない。何度も言っているように、その間に、

ある特定の開票業務が公正であるという結果が出たにしてもそれは、それは不正論に対する反証とはならない——別なところに不正な開票業務が存在すると言い返されるだけである。しかしながら、反証可能性を科学性の重要な規準とすると、反証可能性のないものは（経験）科学には属しないとみなすことになるから、不正論は、少なくとも、全数調査が終わるまでの間、科学的言明とは見なせないのである。したがって、それまでのあいだ、「いかがわしい論説」とみなしてよいことになる。

では、全数調査が終わる最後の瞬間、すなわち、調査の最終事例の調査結果が提出された瞬間においては状況はどうなっているであろうか。最終事例が公正でなかったならば、不正論はたんに首肯されるのみで、反証はされなかったことになる。たほうで全数調査の結果が最終事例に至るまですべて、開票業務が公正であったという結果を示すときにのみ不正論は誤りであったとして反証される。だから、不正論は反証可能性をもっていたのであり、反証可能性の規準に照らして科学の側に算入されてよいのだと主張する人が出てくるかもしれない。

しかしながら、ちょっと待ってもらいたい。この結果が出たとき、不正論は同時に偽であると示されたのである。偽であることがはっきりしている言明を科学に算入することは不当であると言わねばならないであろう。たとえば、地球の全重量は 1 kg であるという言明があるとしよう。この言明は発言された瞬間に偽であるとして非科学的言明とみなされることであろう。

科学に算入される言明は、反証可能性をもつと同時に少なくとも偽であるとは判明していないものであらねばならないのだ。こうした点からすれば、不正論は非科学的言明であり、「いかがわしい論説」のうちに算入されねばならないことになる。

不正論に対しては、論理的観点からさらに攻撃を加えることができるので、以下にはそれも記しておこう。

第一に、存在言明からは、この次、どこどこでなされる選挙も不正であろうと予測することはできない。これは、「すべての開票業務は不正である」と考えているひととの大きな違いである。そう考えているひとなら、この次、どこどこでなされる選挙も不正であろうと予測することはできるからである。

ここで表現のわずらわしさを避けるために「基礎言明」という専門用語を導入しておきたい。つまり、「この次、どこどこで」といった語句は、時空領域を限定している。そして、時空領域が限定された言明は「基礎言明」と呼ばれる。たとえば、

(1)「不正な開票業務が存在する」

(2)「今回(2016年4月24日投票)の北海道5区補欠選挙の開票業務には不正がある」

という二つの言明を比較すると、(1)の言明は時空領域が限定されていないから、ただの存在言明である。それに対して(2)の言明は、明らかに時空領域が限定されているから基礎言明である。そして、この基礎言明の真偽を確定するためにはどうすればよいのかもはっきりしている。基礎言明は反証可能な言明である。かりに(2)の言明が真ということになれば、そこから(1)の言明が導出されることは明白であるから、(1)の言明は真となる。しかし、(1)の言明のみからはそもそも(2)の言明のような基礎言明を導出することはできない。

さて、基礎言明という用語を導入したことによって、存在言明のみから基礎言明——これは時として予測言明となる——を導出できないということがはっきりしたと思う。くり返しになるが、かりにどこそで開票業務があるという言明があったところで、その言明と「開票業務には不正がある」とだけ語っている不正論を結合したところで、その開票業務が不正であるという基礎言明を導出することはできないのである。これは、不正論には予測能力もなければ、説明能力もないということである。不正論はあまりにも貧弱な理論であると言わざるをえない。

(ここで、「説明能力」ということばを使ったので、簡単な解説を述べておきたい。ある未来で生じると考えられる事象を普遍的言明と初期条件(基礎言明)とから、導出することが予測である。それに対して、過去の事象あるいは現時点での事象を同じようにして導出することが説明である。したがって、予測と説明とは対象となる事象が未来にあるかどうかという点で異なるのみで、論理構造は同一なのである。)

第二に、上記のことと根底において繋がっているのであるが、不正論はみずからを改善していく道が閉ざされていることを指摘しておかねばならない。つまり、個々の選挙について不正があるという個別的主張(基礎言明)は、事実認識での誤りがあれば当然のことながら反証されうるであろう。しかしながら、選挙不正論の核心的言明は、「選挙というものには不正がありうる」という存在言明であるから、これは個々の「その選挙には不正がある」という基礎言明が間違いだったことが明らかになったところで、「いや、別なところには不正がある」と言い張ることで、維持されつづけるのである。理論の核心は無傷のまままで維持されつづけるのである。そこにはドグマ化の危険がある。

§ 5 公正論と反証

不正論に対して、公正論は反証された時点で、みずからを維持しようとするかぎり、修正されねばならないわけだから、理論は改善されうるであろう。理論を前進させるという観点からすれば、公正論と不正論とでどちらに利点があるかは明白である。この利点について、くどいかもしれないが、少しばかり立ち入っておこう。

公正論とは、限定された時空領域におけるすべての開票業務が公正であると主張する立場であった。この論からは、特定の時空領域に選挙があるという言明があれば、それは公正であるという基礎言明を容易に引き出すことができる。したがって、公正論はあきらかに反証可能であるし、すでに指摘しておいたように、不正論よりも高い反証可能性の度合いをもっている。言うまでもなく、予測言明（基礎言明）を引き出すこともできるし、公正な開票業務があれば、すべての開票業務は公正なのであるから、それもまた公正であると説明することもできる。

ところで、すでに指摘したように、公正論は反証されたとき、理論を放棄しないとすれば、修正をおこなわねばならない。それは、「かくかくの条件があるところでは、開票業務に不正が生じるのであるから、そのような条件がないところでのみ、開票業務は公正である」という形をとるであろう。これは公正さの担保にかんして例外があることを認めていく立場である。しかしながら、注意しなければならないのは、そのとき公正論者は例外条件が発生しないようにするための開票業務改善案を提案しようということだ。要するに、かれらは経験から学びわれわれが住む世界を改善していくことができるのである。もちろん、ここには開票業務は公正であるべしという規範的要請がはたらいっている。だからこそ提案できる。そして、この規範的要請は不正論者もまた共有しているものである。そうでないとしたら、不正論者が「不正がある」といって騒ぐこともないからである。

私は、公正論は、不正論とは異なり、経験から大いに学ぶことができ、それを通じて改善案を提案しようという点で、はるかに建設的な理論であると考えている。

§ 6 公正論と不正論、どちらを選ぶべきなのか

さて、今回の池田マキ氏の選挙の開票業務に不正があったかどうかはいまのところ分からない。現在のところ、われわれは公正論と不正論の真偽にかんして判断を下せない。しかしながら、こうした状況にあってわれわれはなんらかの知的態度をもつことさえできないのであろうか。これが本稿の本来の課題であった。

もちろん、判断を下せない状況では判断停止（判断保留）こそとるべき最良の態度であ

ると主張する人もいるだろう。この主張に一定の説得力があることは認めなければならない。ところで、もともと判断停止（判断保留）という立場は、古代の懐疑主義者によって主張された立場であった。それをふり返ってみれば、われわれはこの立場に対する批判のヒントをえられるかもしれない。古代の懐疑主義者はつぎのように論じていた。

「また『判断保留』は、探究されている諸々の物事のあいだの力の拮抗のために、何ごとをも肯定することも否認することもないように思考が押しとどめられることからそう呼ばれる」（金山弥平・金山万里子訳、セクストス・エンペイリコス『ピュロン主義哲学の概要』京都大学学術出版会、1998年、96ページ）

これを読むと、判断停止（判断保留）の目的が力の拮抗にあることは明白である。そして私見では、「肯定することも否認することもないように」することは簡単である。それは、ある言明とその否定言明を向き合わせ、どちらにも軍配を上げないことによってなされるだろう。そして任意の経験的言明にかんしその否定言明を作ることは、論理的にはいたって簡単なのである。要するに、「～～とはかぎらない」という否定の言葉を付加していくだけで済む。それを当初の言明に向き合わせることによって力の拮抗が図られるわけである。しかし、われわれの思考がこうした状況に「押しとどめられる」のであれば、認識の新たな進展は期待できなくなるだろう。

さらに、A説とB説とが拮抗しているというとき、エンペイリコス自身が述べているように、それらが本当に同等の力をもっているかははなはだ疑わしい。この点にかんして、かれは懐疑主義者特有の言い回しでつぎのように述べていた。

「『わたしは判断を保留する』という表現を、われわれは『問題となっている諸々の物事のうち、いずれを信用すべきであり、いずれを信用すべきでないか、わたしには言うことができない』という意味で用いており、それによって、諸々の物事が、信憑性と非信憑性という点でわれわれに同等に現われているということを言い表している。そして、実際にそれらが同等であるかどうかについてはわれわれは確言しない。」（上掲書、95ページ）

判断停止（判断保留）の立場は、ある言明に対して同等の信憑性と非信憑性をみる立場なのである。そして懐疑主義者はそのことを確言しないと言い、懐疑の態度を前面に押し出すのである。しかしながら、こうした見解に対しては、二つの立場があったとして、それらは必ずしも同等の信憑性をもつわけではないと述べておかねばならない。「地球は丸い」という説と、「地球は平らだ」という説を、こんにち、同等だと考える人がいるだろうか。われわれは何も「確言」しないのではなく、すすんで「地球は丸い」という説を採用するのである。そして、そこにこそ誤りを修正しつつ進む認識の前進が期待されるのである。

私は、判断停止説は歴史上古くからあるとはいえ、信じるに足る説であるとは思わない。われわれは誤りを恐れず、一つの説を仮説として採用し、それをテストにかけつづけるべきではないだろうか。

さらに、判断停止説は、政治的にも問題点の多い説である。第一に、この立場は公正論と不正論との論争に立入ってこず、論争の結果を待っているに過ぎない。したがって、説の内容を深く掘り下げることができない。そして、真偽の決着がついたあとで、はじめて真とされた側につくというのであれば、勝ち馬に乗ろうとする日和見主義者と見なされることだろう。第二に、判断を中止して傍観している間に、一方の論が多く害悪を惹き起こしてしまうこともありうるのだから、傍観していることが罪だということもありうるのである。

判断中止論を捨てたとき、われわれは公正論と不正論とのどちらかを選択せざるをえないことになる。このとき、われわれはどのようにして選択するのであろうか。好き嫌いで選ぶというのも一つの方法であるかもしれないが、あまりにも恣意的ではないだろうか。好き嫌いというのは個人の趣味であろうから、他者からの批判を逃れる点では格好の隠れ蓑かもしれない。しかし、趣味であるといい立てたところで批判を回避しうるわけではない。それは、たとえば、窃盗を趣味だと言い張ったところで、逮捕されるのを免れえないのと同じである。つまり、好き嫌いという選択規準も批判的議論にさらされうるのだとしたら、われわれはもう少しまともな選択基準を考えたほうがよいだろう。

では、真であるような確率を考えて、公正論と不正論とのうちどちらがそのような確率が高いかを考えて選択すべきなのであろうか。しかしながら、そのさいの確率は、自分の主観的願望、期待、評価などを反映する主観的確率でしかないだろう。そのようなものに、客観的な計測方法があるとはとうてい思えない。それは公的議論の世界で使えるような概念ではないであろう。主観的確率を言い立てることは、好き嫌いを言うのと基本的に変わりがないように思われる。

§ 7 理論選択：反証可能性の多寡をもちいることとその限界

公正論と不正論とのあいだでの選択にかんし、主観的規準を避けて客観的規準を採用することはできないであろうか。すでに指摘したように、これら二つの論説は、判断停止論者には同等の信憑性をもつものと思われるかもしれない。しかしながら、いままでの分析が示したように、反証可能性の度合いは根本的に異なるのである。

私は、反証可能性の多寡を選択基準とするのがよいのではないだろうかと思う。という

のも、これは客観的にみていくこと多くのばあい可能だからである。公正論と不正論とは、すでに指摘しておいたように、反証可能性の度合いが異なっていた。反証可能性の多寡を比較するならば、少なくとも公正論と不正論にかんしては客観的に優劣をつけることができるであろう。

ところで、ここに述べた議論は万全な議論であるだろうか。たしかに、この議論は現実の特定の開票業務（たとえば、池田マキ氏の選挙にかんするもの）が公正であるか不正であるかにかかわりなく、公正論の立場に立つべきことを強く示唆する。しかも、論説の論理構造の分析から、そう示唆するのである。これは利点であるとみなしてよいであろう。しかしながら、万全であるとは決して言えない。

たしかにわれわれは偽なる理論よりも真なる理論を選ぶべきであろう。そのさい反証可能性の度合いが高い理論は真なる理論であるとは決して言えない。たとえば太陽系を回る惑星の軌道はすべて楕円であるという理論と、円であるという理論を比較してみよう。この場合、円であるという主張の方が正確さの高い主張であるから反証可能性の度合いも高い。（円は、楕円の（真）部分集合である）。円であることを反証する基礎言明はかならずしも楕円であることを反証するわけではない。反証可能性の度合いの高い理論を選択すべきだということになったら、円軌道論を選択しなければならないことになるが、現実には楕円軌道論が正しいわけであるから、誤りを犯してしまうことになる。そして実際には、楕円であることが分かって円軌道論——コペルニクスは惑星の軌道は同心円であるという説をとっていた——は捨てられたのであり、楕円軌道論が採用されたのである。あるいは、もう少し柔らかに言うと、円軌道論は修正されたのである。

この議論は、基本的に公正論と不正論とに対しても適用することができるだろう。すなわち、公正論のほうが反証可能性の度合いは高いのであるが、それだけでこの論が真だということにはならない。真であるか偽であるかはわれわれの世界の現実には照らしてチェックされねばならない。しかしながら、知的態度の点からすると、公正論をとることには、採用者が批判に対して開かれた態度——まともな反証は受け入れるという批判的態度——を保持しているかぎり、根本的な問題はない。しかも、その採用者は、おおきな反証可能性の度合いにさらされていることを知っている。採用者は批判的態度を保持しているかぎり、みずからの理論に執着する必要はないのであり、理論を捨てたり、修正したりすることができる。私は、こうした知的態度は採用するに値すると考える。

これに対して、不正論はもうすでに何度も指摘したところであるが、自分にとって都合な事実（たとえば、かくかくの開票業務は公正であったという事実）に向き合わずに済む。そして、反証があるとすれば、すべての開票業務が終了したあとであって、もはや語

るべき適用対象（開票業務）が存在しなくなった時なのである。その時に初めて偽となるのである。私はこうした理論を採用することは、われわれの現実に対して無意味かつ不誠実な知的態度であろうと思う。

本稿で述べた議論は、不正論以外のデマとか陰謀論にも必要な変更を加えるならば当てはまるだろうと思う。しかし、適用上、注意しなければならない点がある。その第一は、適用対象となる論説の論理構造をしっかりと取り出さねばならないということである。これは、簡単なようで難しい。というのも、「いかがわしい論説」といったものは、そもそもあいまいで捉えどころのないものが多いからである。第二に、ここで述べた議論は、純粹でない普遍言明と、純粹でない存在言明を二項対立的に比較した議論であったということだ。したがって、こうした比較の範疇に入っていない論説についてまで、当てはまるという保証はどこにもない。私としては、何かしら適当な素材があれば、そうしたものについても議論したいと思っているが、議論は決して生易しいわけではないであろう。